

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

No. 13 令和2年6月1日発行 洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策本部

【緊急事態宣言解除について】

5月25日をもって、北海道は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の区域から解除されました。

この間、当町から一人の感染者も発生させなかったことは、全ての町民と事業者が感染防止に積極的に取り組んだ結果であります。改めて、外出自粛や休業要請等にご理解、ご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

今後は、町の公共施設を始めとする町内各店舗等でも再開が予想されますが、ウイルスが完全にいなくなった訳ではございません。これからも、3つの密の防止やソーシャルディスタンスなどといった、従来の生活様式からの変化が求められており、感染防止と生活、事業活動の両立をして行く必要があります。

まずは、日常を取り戻すための一步を踏み出すことができました。今後は、さらに歩みを強く前に進めることができるよう、町民と事業者の方々とともに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

洞爺湖町長 真屋 敏春

【町内公共施設の再開について】

緊急事態宣言の解除に伴い、休館となっていた町内公共施設が再開となりますのでお知らせします。

クラスター発生等の恐れのある下記の公共施設は、引き続き使用休止または利用条件の変更がありますので確認ください。

【使用休止期間を延長する公共施設】

施設名称	担当・連絡先
湖畔キャンプ場	庶務課（82-5111）
中央公園・浮見堂・曙公園各トイレ	

【一部利用条件に変更がある施設】

施設名称	利用上の注意事項	担当・連絡先
洞爺いこいの家	11：00～21：00（営業時間変更）	庶務課（82-5111）
健康福祉センタートレーニング室	火・木・土曜日 13：00～19：30 日曜日 10：00～16：30	健康福祉センター （76-4006）

【持続化給付金について】

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える国が支給する給付金です。事業収入（売上）を得ている法人・個人で、幅広い業種の方が対象となります。

●給付額 中小法人等：200万円 個人事業者等：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします

■売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

●給付対象の主な要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

※その他の給付条件等の詳細については、経済産業省ホームページをご覧ください。

●相談ダイヤル 0120-115-570 [IP電話専用回線]03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日） 7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請期限：令和3年1月15日

【持続化給付金サポート会場開設（最寄の会場のご案内）】

国の持続化給付金の申請は、電子申請となっておりますが、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して、申請サポート会場にて補助員の電子申請の入力サポートが受けられるサポート会場が、5月28日に伊達市に開設されましたのでお知らせします。

伊達会場：伊達市梅本町39-1 伊達興信商事ビル1F

※完全予約制です。予約がない場合はサポートが受けられませんのでご注意ください。

※サポートを受ける際は、確定申告書、売上台帳など必要な書類を持参してください。

●予約方法（予約の際に会場コードが必要になります。伊達会場：0128）

①受付専用ダイヤル（自動ガイダンス） 0120-835-130（24時間対応）

②電話予約窓口（オペレーター対応） 0570-077-866（平日、土日祝日：9:00～18:00）

③持続化給付金ホームページからも予約ができます。

【洞爺湖町店舗等賃借料助成金について（洞爺湖町商工会で申請受付中）】

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対し、事業継続を支援するため、洞爺湖町内の店舗等の賃借料について一部助成します。

●**主な助成要件**（詳しくは町または商工会のホームページをご覧くださいか、お問合せください）

- ・町内で令和2年1月末までに事業を開始していること。
- ・町内に所在する店舗等において、令和2年1月以前から継続して賃貸借契約を締結し事業を営んでおり、引き続き契約を継続する見込みのあるもの。
- ・令和2年2月以降の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していること。
- ・店舗等の所有者と同一世帯員間の賃貸借契約でないこと。
- ・町が指定する業種を営むもの。

●**助成額** 店舗等の1ヶ月相当の賃借料 10万円（上限額）

※1事業所につき1店舗限り

■**問合せ・申請先** 洞爺湖町商工会 76-2311 平日9:00~17:00

※**申請期限** 令和2年7月31日（金）

【まごころマスクボックス設置】

各種町内事業に活用するため、マスクに余剰のある方は、提供いただきますようお願いします。

【まごころマスク要件】

- ①「不織布マスク」「サージカルマスク」「ガーゼマスク」
- ②感染拡大防止の観点から、未使用・未開封（包装されたもの）に限らせていただきます。※手作りマスクは対象外とさせていただきます。

【まごころマスクボックス設置場所】

- ①洞爺湖町役場
- ②健康福祉センター「さわやか」
- ③洞爺湖温泉支所
- ④洞爺総合支所

受付は平日の8:45~17:30まで

■**問合せ** 洞爺湖町健康福祉センター 76-4006



【洞爺湖町地域食堂ほのぼの営業再開】

6月6日（土）より再開します。当面の運用としては、営業は毎週土曜日12時~13時30分までとし、利用は18歳以下の児童・生徒に限定します。

■**問合せ** 洞爺湖町地域食堂ほのぼの 080-3294-7355

【洞爺湖町育英資金特別給付金の支給について】

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学業の継続を支援するため、下記の対象者に対し「特別給付金」を給付します。

●給付対象者

専修学校（専門課程に限る）及び大学（短大含む）に特別給付金の申請日現在において在籍する学生（以下「給付対象者」という。）であって、かつ、令和2年4月1日現在において洞爺湖町に住所を有する親権者又はこれに代わるべき者がいる給付対象者に対して給付します。

●給付額

60,000円（ただし給付対象者1人につき1回に限ります。）

●申込み手続き（提出書類）

①洞爺湖町育英資金申請書兼振込依頼書（特別給付金）（別記様式第16号）

②在学証明書

※申請書類等は、洞爺湖町のホームページからダウンロードできます。

また、洞爺湖町教育委員会、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所にもあります。

●申込期限

令和3年3月31日（水）までですが、お早目にお申込み下さい。

※郵送の場合は、申込期限の同日消印有効とします。

●問い合わせ先及び提出先

洞爺湖町教育委員会 管理課学校教育グループ

〒049-5692 洞爺湖町栄町58番地 TEL 74-3009

【小中学校等の再開について】

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、小中学校が長期休業を余儀なくされていましたが、緊急事態宣言が解除されたことから、令和2年6月1日（月）から学校再開していますので、お知らせします。（給食も通常通りの提供となります）

なお、学校は再開されましたが、今後も気を緩めることなくマスクの着用や手洗い、換気など、可能な限り感染リスクを低減しながら、教育活動を行っていきます。

また、虻田高等学校、とうやこ幼稚園についても6月1日（月）から再開しています。